

第1 独占禁止協力協定等

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定等に基づき、関係国の競争当局に対し執行活動等に関する通報を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

1 独占禁止協力協定

(1) 日米独占禁止協力協定

日本国政府は、米国政府との間で、平成11年10月7日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に署名し、同協定は同日に発効した。同協定は、両政府の競争当局間における執行活動に係る通報、協力、調整、執行活動の要請、重要な利益の考慮等を規定している。

(2) 日欧州共同体独占禁止協力協定

日本国政府は、欧州共同体との間で、平成15年7月10日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定」に署名し、同協定は同年8月9日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

なお、我が国及び欧州連合（EU）の双方は、競争分野における日EU間の協力関係をより一層強化するために同協定を改正することとしており、平成29年10月19日及び20日に改正交渉第1回会合を開催して以降、改正交渉を継続して行っている。

(3) 日加独占禁止協力協定

日本国政府は、カナダ政府との間で、平成17年9月6日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定」に署名し、同協定は同年10月6日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

2 競争当局間の協力に関する覚書

令和元年度に署名した中国の競争当局である中国国家市場監督管理総局との協力に関する覚書に続き、令和2年度も引き続き外国の競争当局との覚書の署名に向けた交渉を行った。

第2 競争当局間協議

公正取引委員会は、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局等との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている。令和2年度における協議の開催状況は、第1

表のとおりである。

第1表 令和2年度における競争当局間協議の開催状況

	期日及び場所	相手当局
E U	令和3年2月12日 東京（ウェブ会議）	欧州委員会
オーストラリア	令和3年3月4日 東京（ウェブ会議）	オーストラリア競争・消費者委員会

第3 経済連携協定への取組

近年における経済のグローバル化の進展と並行して、地域貿易の強化のため、現在、多くの国が、経済連携協定や自由貿易協定の締結又は締結のための交渉を行っている。我が国は、令和2年度、中国・韓国、トルコ等との間で経済連携協定等の締結交渉を行い、英国との間では日英包括的経済連携協定を令和2年10月23日に署名し、同協定は、令和3年1月1日に発効した。また、令和2年11月15日に地域的な包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）協定が我が国を含む15か国により署名された。

競争政策の観点からは、経済連携協定等が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であり、公正取引委員会は、このような観点から我が国の経済連携協定等の締結に関する取組に参画している。我が国がこれまでに署名・締結した経済連携協定のうち、第2表に掲げるものには、競争に関する規定が設けられ、両国が反競争的行為に対する規制の分野において協力することが盛り込まれている。

第2表 我が国が署名・締結した発効済み経済連携協定のうち競争に関する規定が設けられているもの

協定名	状況
日・シンガポール経済連携協定	平成14年1月署名 平成14年11月発効（注1）
日・メキシコ経済連携協定	平成16年9月署名 平成17年4月発効
日・マレーシア経済連携協定	平成17年12月署名 平成18年7月発効
日・フィリピン経済連携協定	平成18年9月署名 平成20年12月発効
日・チリ経済連携協定	平成19年3月署名 平成19年9月発効
日・タイ経済連携協定	平成19年4月署名 平成19年11月発効
日・インドネシア経済連携協定	平成19年8月署名 平成20年7月発効
日・ASEAN包括的経済連携協定	平成20年4月署名（注2） 平成20年12月発効（注3）
日・ベトナム経済連携協定	平成20年12月署名 平成21年10月発効
日・スイス経済連携協定	平成21年2月署名 平成21年9月発効

協定名	状況
日・インド包括的経済連携協定	平成23年2月署名 平成23年8月発効
日・ペルー経済連携協定	平成23年5月署名 平成24年3月発効
日・オーストラリア経済連携協定	平成26年7月署名 平成27年1月発効
日・モンゴル経済連携協定	平成27年2月署名 平成28年6月発効
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（T P P 11協定）（注4）	平成30年3月署名 平成30年12月発効
日・E U経済連携協定	平成30年7月署名 平成31年2月発効
日・英包括的経済連携協定	令和2年10月署名 令和3年1月発効
地域的な包括的経済連携協定（R C E P協定）（注5）	令和2年11月署名

（注1）平成19年3月に両国間で見直しのための改正議定書が署名され、同年9月に発効した。競争に関する章については、実施取極において、シンガポール側における競争法導入及び競争当局設立に伴う修正が行われた。

（注2）平成20年4月に日本及び全A S E A N構成国の署名が完了した。

（注3）日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーとの間では平成20年12月に、ブルネイとの間では平成21年1月に、マレーシアとの間では同年2月に、タイとの間では同年6月に、カンボジアとの間では同年12月に、インドネシアとの間では平成22年3月に、フィリピンとの間では同年7月に発効した。

（注4）平成28年2月に、我が国のほか、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムにより環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）協定が署名された。その後、米国が離脱を表明したことを受けて、平成30年3月、米国を除く11か国によりT P P 11協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）が署名され、同年12月に発効した。

（注5）令和2年11月に、我が国のほか、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドによりR C E P協定が署名された。

第4 多国間関係

1 国際競争ネットワーク（I C N : International Competition Network）

(1) I C Nの概要

I C Nは、競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、令和2年度末現在、130か国・地域から141の競争当局が加盟している。また、国際機関、研究者、弁護士等の非政府アドバイザー（N G A : Non-Governmental Advisors）もI C Nに参加している。

I C Nは、主要な21の競争当局の代表者で構成される運営委員会（Steering Group）により、その全体活動が管理されている。公正取引委員会委員長は、I C Nの設立以来、運営委員会のメンバーとなっている。

I C Nは、運営委員会の下に、テーマごとに、①カルテル作業部会、②企業結合作業部会、③単独行為作業部会、④アドボカシー作業部会及び⑤当局有効性作業部会の五つの作業部会並びにI C Nの組織及び運営等に関する作業部会を設置している。これらの作業部会においては、ウェブ会議、質問票、各国競争当局からの書面提出等を通じて、

それぞれの課題に対する検討が行われているほか、テーマごとにワークショップが開催されている。公正取引委員会は、これらの活動に積極的に取り組んでおり、平成23年5月から平成26年4月までカルテル作業部会の共同議長を、平成26年4月から平成29年5月まで同作業部会サブグループ（SG1）の共同議長を、平成29年5月から令和2年5月まで企業結合作業部会の共同議長を務め、令和2年5月からは単独行為作業部会の共同議長を務めている。

また、ICNは、これらの作業部会の成果の報告、次年度のワークプランの策定等のため、年次総会を開催している。第19回年次総会は、令和2年9月14日から同月17日にかけてウェブ会議形式で開催され、公正取引委員会委員がスピーカーとして参加した。

令和2年度における主な会議の開催状況は、第3表のとおりである。

第3表 令和2年度におけるICNの主な会議の開催状況

会議	期日	形式
第19回年次総会	令和2年9月14日～17日	ウェブ会議（米国司法省及び連邦取引委員会主催）
企業結合ワークショップ	令和3年3月30日	ウェブ会議（英国競争・市場庁主催）

(2) 各作業部会の活動状況

令和2年度における各作業部会の活動状況は、次のとおりである。

ア カルテル作業部会

カルテル作業部会は、反カルテル執行における国内的及び国際的な諸問題に対処することを目的として設置された作業部会である。同作業部会には、ハードコア・カルテルの定義等の基本的な概念について検討を行う一般的枠組みサブグループ（SG1）及び個別の審査手法に関する情報交換等を通じてカルテルに対する法執行の効率性を高めることを目的とした審査手法サブグループ（SG2）が設置されている。

第19回年次総会以降、SG1においては、過去10年間の反カルテル執行の動向に関する調査が実施されたほか、「弁護士視点からのリニエンシー」、「カルテル事件における損害賠償請求」、「入札談合の探知・評価方法」、「新型コロナウイルス感染症拡大の状況下におけるカルテル審査の実務上の課題」、「ハブアンドスポークカルテル事件」及び「新型コロナウイルス感染症拡大の状況下における企業間の水平的協調に対する評価方法」をテーマとしたオンラインセミナーが開催された。このうち「新型コロナウイルス感染症拡大の状況下における企業間の水平的協調に対する評価方法」をテーマとしたオンラインセミナーでは、公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。このほか、当委員会は、アジア太平洋地域に所在する競争当局が参加しやすい時間帯に2回のオンラインセミナーを主催し、これらのオンラインセミナーにおいて、当委員会事務総局の職員がスピーカー等を務めた。

SG2においては、公正取引委員会の主導により、平成27年に設立された「非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」について、当委員会は引き続きその運用を行うとともに、独立行政法人国際協力機構（JICA）の枠組みによる集団研修

(後記第5の 1 (4)参照) において同フレームワークを紹介することなどにより、同フレームワークの周知広報を行った。

イ 企業結合作業部会

企業結合作業部会は、企業結合審査の効率性を高めるとともに、その手続面及び実体面の収れんを促進し、国際的企業結合の審査を効率化することを目的として設置された作業部会である。

第19回年次総会以降、同作業部会においては、ジョイント・ベンチャーに関する企業結合規制に係る調査が実施されたほか、I C N企業結合届出・手続テンプレートの改定の準備作業が行われた。また、新型コロナウイルス感染症に係る対応に関する経験共有を目的とした一連の地域オンラインセミナーが開催され、公正取引委員会はアジア太平洋地域向けセミナーを主催し、当委員会事務総局の職員がモデレーターを務めた。さらに、当委員会は、平成24年に当委員会の主導により同作業部会の下に設立された「企業結合審査に係る国際協力のためのフレームワーク」について、引き続き運用を行うとともに利用促進を図っている。

加えて、令和3年3月、「企業結合における問題解消措置」をテーマとした企業結合ワークショップがウェブ会議形式で開催された。

ウ 単独行為作業部会

単独行為作業部会は、事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について議論することを目的として設置された作業部会である。

第19回年次総会以降、同作業部会においては、前年に実施された「デジタル時代における市場支配的地位の評価」に係る調査の結果を踏まえ、「デジタル市場における市場シェア」及び「デジタル市場における参入障壁」をテーマとしたオンラインセミナーが開催されたほか、「健康分野における不当な高価格設定行為」をテーマとしたオンラインセミナーが開催された。

エ アドボカシー作業部会

アドボカシー作業部会は、競争唱導活動の有効性を向上させることを目的として設置された作業部会である。

第19回年次総会以降、同作業部会においては、競争唱導ツールキットの更新に向けた各競争当局の競争唱導活動に関する調査及び競争コンプライアンス文化に関する調査が実施された。

また、「危機時における競争唱導」、「コンプライアンス文化の促進」及び「競争唱導ツールキットの再考」をテーマとしたオンラインセミナーが開催され、このうち「危機時における競争唱導」及び「コンプライアンス文化の促進」をテーマとしたオンラインセミナーでは、公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。

さらに、同作業部会においては、世界銀行との共催で、各競争当局の競争唱導の成功例に関する2021年アドボカシーコンテストが開催された。

オ 当局有効性作業部会

当局有効性作業部会は、競争政策の有効性に関する諸問題とその有効性を達成するために最もふさわしい競争当局の組織設計を検討することを目的として設立された作業部会である。

第19回年次総会以降、同作業部会においては、デジタル化に対応するための競争当局の様々な戦略（組織編制、調査手法、人材採用、職員研修、情報管理）について議論及び検討するためのデジタル化、イノベーションと当局有効性に関する調査が実施された。また、「デジタル化、イノベーションと当局有効性」をテーマとしたオンラインセミナーが開催された。

さらに、同作業部会においては、チーフ／シニアエコノミストワークショップの開催に向けた作業が行われている。

2 経済協力開発機構（OECD）・競争委員会（COMP : Competition Committee）

- (1) 競争委員会は、OECDに設けられている各種委員会の一つであり、昭和36年12月に設立された制限的商慣行専門家委員会が昭和62年に競争法・政策委員会に改組され、平成13年12月に現在の名称に変更されたものである。我が国は、昭和39年のOECD加盟以来、その活動に参加してきており、公正取引委員会は、同年10月の会合以降、これに参加してきている。競争委員会は、本会合のほか、その下に各種の作業部会を設け、随時会合を行っている。また、競争委員会の各種会合に加え、OECD加盟国以外の国・地域の参加が可能な競争に関するグローバルフォーラムや、アジア太平洋地域の競争当局を対象としたハイレベル会合も随時開催されている。令和2年度における会議の開催状況は、後記(2)及び(3)のとおり（第4表参照）であり、当委員会からは、委員及び事務総局の職員数名が出席し、我が国の経験を紹介するなどして、議論に貢献した。

第4表 令和2年度における競争委員会の開催状況

期日	会議
令和2年6月8日～同月16日	第133回本会合、第69回第2作業部会（競争と規制）、第131回第3作業部会（協力と執行）
令和2年7月15日	第4回アジア太平洋競争当局ハイレベル会合
令和2年11月30日～12月10日	第134回本会合、第70回第2作業部会（競争と規制）、第132回第3作業部会（協力と執行）、第19回競争に関するグローバルフォーラム
令和2年12月16日	第5回アジア太平洋競争当局ハイレベル会合

（注）前記会議は、全てウェブ会議である。

- (2) 令和2年6月の第133回本会合においては、①企業結合の混合的効果に係るラウンドテーブル、②スタートアップ、キラークイジション及び企業結合届出規制に係るラウンドテーブル、③消費者のデータに関する権利と競争への影響に係るラウンドテーブル、④新型コロナウイルス感染症状況下の競争政策に係るラウンドテーブル等が行われた。また、同年12月の第134回本会合においては、①持続可能性と競争に係るラウンドテーブル、②経済回復の促進における競争政策の役割に係るラウンドテーブル及び③デジタルエコシステムにおける競争経済に係るヒアリングが行われた。

(3) 競争委員会に属する各作業部会、競争に関するグローバルフォーラム及びアジア太平洋競争当局ハイレベル会合の令和2年度における主要な活動は、次のとおりである。

ア 第2作業部会では、令和2年6月の会合においては、基幹事業の規制に係るヒアリング等が行われた。また、同年11月の会合においては、デジタル広告市場に係るラウンドテーブルが行われた。

イ 第3作業部会では、令和2年6月の会合においては、カルテル及び談合の犯罪化に係るラウンドテーブルが行われた。また、同年12月の会合においては、I o T (Internet of Things) 時代の標準必須特許に関するプレゼンテーション等のほか、同年6月の本会合に引き続き、「公共調達における入札談合撲滅に関する理事会勧告」の改定に関する議論が行われた。

ウ 競争に関するグローバルフォーラムでは、令和2年12月の会合においては、①デジタル市場における市場支配的地位の濫用に係るラウンドテーブル、②企業結合審査における経済分析に係るラウンドテーブル、③新たな競争上の課題に対処するための市場調査の活用に係るラウンドテーブル等が行われた。

エ アジア太平洋競争当局ハイレベル会合では、令和2年7月の会合においては、新型コロナウイルス感染症の危機下における競争当局の対応に関する議論が行われた。また、同年12月の会合においては、新型コロナウイルス感染症がもたらした危機からの回復を支援するための競争当局の活動に関する議論が行われた。

3 東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンス

東アジア競争政策トップ会合は、東アジア地域における競争当局のトップ等が一堂に会し、その時々課題や政策動向等について率直な意見・情報交換を行うことにより、東アジア地域における競争当局間の協力関係を強化することを目的とするものである。同会合においては、競争法・政策の執行に係る課題、効果的・効率的な技術支援のための協力・調整等のテーマについて議論が行われている。

東アジア競争法・政策カンファレンスは、競争当局に加え、学界、産業界等からの出席者を交えて、競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行い、東アジア地域における競争法・政策の普及・広報に寄与することを主要な目的とするものである。

公正取引委員会は、東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスにおいて主導的な役割を果たしている。

令和2年度の東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスは、新型コロナウイルス感染症の影響のため、令和3年度に延期とされた。

4 アジア太平洋経済協力 (APEC)

APECにおいては、APEC域内における競争政策についての理解を深め、貿易及び投資の自由化及び円滑化に貢献することを目的として、貿易投資委員会の下部組織として

競争政策・規制緩和グループ（C P D G）が平成8年に設置された。同グループは、平成19年に貿易投資委員会の下部組織から経済委員会（E C）の下部組織に移行し、平成20年には競争政策・競争法グループ（C P L G）に改称した。公正取引委員会は、平成17年から平成24年12月までC P L G（改称前においてはC P D G）の議長を務め、平成28年1月からはC P L Gの副議長を務めるなど、A P E Cにおける競争政策に関する取組に対して積極的に貢献を行っている。

令和2年度においては、公正取引委員会事務総局の職員が、令和3年2月にウェブ会議形式で開催されたC P L G会合において、独占禁止法の改正、デジタル分野における取組等の我が国の競争政策の動向について報告を行った。

5 国連貿易開発会議（U N C T A D）

昭和55年、U N C T A D主催による制限的商慣行国連会議において、「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則と規則」（以下「原則と規則」という。）が採択された。また、原則と規則は、同年の第35回国連総会において、国連加盟国に対する勧告として採択された。原則と規則は、国際貿易、特に開発途上国の国際貿易と経済発展に悪影響を及ぼす制限的商慣行を特定して規制することにより、国際貿易と経済発展に資することを目的としている。その後、このような制限的商慣行についての調査研究、情報収集等を行うために、昭和56年、制限的商慣行政府間専門家会合が設置され、平成8年のU N C T A D第9回総会において競争法・政策専門家会合と名称変更された後、平成9年12月の国連総会の決議により、競争法・政策に関する政府間専門家会合と名称が再変更された。また、同会合のほか、原則と規則の全ての側面についてレビューを行う国連レビュー会合が5年に1回開催されている。

令和2年度においては、同年10月19日から同月23日にかけてスイス・ジュネーブにおいて第8回競争法・政策に関する原則と規則のレビュー会合が開催され、公正取引委員会事務総局の職員が同会合にウェブ会議の方式で参加した。

また、平成28年7月からU N C T A D競争消費者政策課に公正取引委員会事務総局の職員1名を派遣するなど、海外の競争当局等に対する技術支援の分野でU N C T A Dと協力を進めている。

第5 海外の競争当局等に対する技術支援

近年、東アジア地域等の開発途上国において、競争法・政策の重要性が認識されてきていることに伴い、既存の競争法制を強化する動きや新たに競争法制を導入する動きが活発化しており、これらの国に対する技術支援の必要性が高まってきている。公正取引委員会は、独立行政法人国際協力機構（J I C A）を通じて、これら諸国の競争当局等に対し、当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。また、平成28年9月から、東南アジア諸国連合（A S E A N）競争当局者フォーラム及びインドネシアの競争当局の協力の下、当委員会は、日・A S E A N統合基金（J A I F）を活用した新たな技術支援プロジェクトを開始しており、我が国における研修やA S E A N加盟国における現地ワークショップを開催している。

公正取引委員会による開発途上国に対する具体的な技術支援の概要は、次のとおりである。

1 JICAの枠組みによる技術支援

(1) ベトナムに対する技術支援

ベトナムに対して、公正取引委員会は、令和元年11月から、当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてベトナムの競争当局に派遣し、現地における技術支援を実施している。また、当委員会は、令和2年10月27日及び28日、同年11月5日並びに同年12月17日に、ベトナムの競争当局の職員等に対してオンライン研修を実施した。

(2) モンゴルに対する技術支援

モンゴルに対して、公正取引委員会は、令和2年8月21日、25日及び28日、同年9月18日並びに令和3年3月25日及び26日に、モンゴルの競争当局の職員に対してオンライン研修を実施した。

(3) マレーシアに対する技術支援

マレーシアに対して、公正取引委員会は、令和3年1月から、当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてマレーシアの競争当局に派遣し、現地における技術支援を実施している。また、当委員会は、令和2年9月30日、同年10月26日及び同年11月24日に、マレーシアの競争当局の職員に対してオンライン研修を実施した。

(4) 集団研修

公正取引委員会は、平成6年度以降、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局等の職員を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施している。令和2年度においては、開発途上国11か国から19名の参加を得て、令和3年2月15日から同月19日及び同年3月1日から同月5日にかけてオンライン研修を実施した。

(5) その他の開発途上国に対する技術支援

公正取引委員会は、令和2年10月1日、同年11月13日及び令和3年3月12日にタイの競争当局の職員に対して、令和2年9月29日及び令和3年2月5日にミャンマーの競争当局の職員等に対して、それぞれオンライン研修を実施した。

2 JAIFを活用した技術支援

(1) ASEAN加盟国における競争法に係るピアレビュー

公正取引委員会は、平成31年1月以降、日本、ASEAN加盟国及び国際機関出身の専門家と共に、ASEAN加盟国における競争法に係るピアレビュー指針の共同開発を行い、ASEAN加盟国における競争法に係るピアレビューを実施している。

(2) ASEAN加盟国における競争認知度指標の共同開発

公正取引委員会は、平成31年1月以降、日本及びASEAN加盟国の専門家と共同で、ASEAN加盟国における競争法・政策の認知度を調査して指標にまとめるプロジェクトを実施した。

(3) 国際的な競争法違反事件における審査協力のための推奨手続に係る共同研究

公正取引委員会は、平成31年1月以降、ASEAN加盟国の専門家と共に、国際的な競争法違反事件における審査協力のための推奨手続に係る共同研究を実施した。

3 開発途上国に対するその他の技術支援

公正取引委員会は、開発途上国に対する技術支援として、OECD等の国際機関や外国政府等が主催する東アジアにおける競争法・政策に関するセミナーに当委員会事務総局の職員や学識経験者を積極的に派遣している。

第6 海外調査

公正取引委員会は、競争政策の企画・運営に資するため、諸外国・地域の競争政策の動向、競争法制及びその運用状況等について情報収集や調査研究を行っている。令和2年度においては、米国、EU、その他主要なOECD加盟諸国やアジア各国を中心として、競争当局の政策動向、競争法関係の立法活動等について調査を行い、その内容の分析とウェブサイト等による紹介に努めた。

また、競争法の改正がなされた国を中心に、在外日本商工会議所所属の事業者等に対する現地の競争法の説明会・意見交換会を開催している。具体的には、令和2年度においては、JICA長期専門家として派遣されている公正取引委員会事務総局の職員が、マレーシア及びベトナムにおいて、それぞれ説明会・意見交換会を開催した。

第7 海外への情報発信

我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、報道発表資料や所管法令・ガイドライン等を英訳し、当委員会の英文ウェブサイトに掲載している。令和2年度においては、前年度に引き続き、英語版報道発表資料の一層の充実及び速報化に努めた。

このほか、外国の競争当局、弁護士会等が主催するセミナー等に積極的に公正取引委員会委員及び事務総局の職員を派遣したり、海外のメディアに寄稿を行ったりするなどの活動を行っている。令和2年度においては、同年9月にウェブ会議形式で開催されたジョージタウン大学国際反トラスト法執行シンポジウムに、当委員会委員がスピーカーとして参加した。

また、令和2年4月にウェブ会議形式で開催された世界銀行主催のマレーシアの競争当局向けセミナー、同月にウェブ会議形式で開催された香港の競争当局主催のセミナー、同年9月にウェブ会議形式で開催された第9回GCR（Global Competition Review）アジア太平洋年次会合等に、公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーとして参加した。